

2022年7月20日

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿
厚生労働省保険局長 濱谷 浩樹 殿
厚生労働省保険局医療課長 井内 努 殿

大阪府保険医協会
医療活動担当副理事長
井上 美佐

新型コロナウイルス感染症対策に係る 診療報酬上の臨時的取扱いの継続を求める要請

貴職の日頃からの国民医療確保に向けたご努力に敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症は、感染力が強い BA.5 への置き換わりが進んでいるとされ、感染者が急増しています。このような状況下では、医療現場では一層気を引き締めて、感染拡大防止に努めることが重要であり、感染収束に向けた恒常的な対応が求められます。

そのためにも、新型コロナウイルスの感染が疑われる患者への検査体制の確保による検査の徹底と、自宅・宿泊療養中の重症化リスクの高い陽性患者に対する健康観察等の実施が不可欠です。従って、7月末で終了が予定されている診療報酬の臨時的取扱いの継続、そして外来等感染症対策実施加算、入院感染症対策実施加算、乳幼児感染予防策加算の復活・恒久化、及び検査点数の引上げが重要です。

以上のことから、下記事項を要請します。

記

- 一、新型コロナウイルス感染症の疑い患者に対する外来診療を行った場合の「二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）（250点）」を2022年8月以降も継続すること。
- 一、重症化リスクが高い者に対する「電話等による診療（新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱）（147点）」を2022年8月以降も継続すること。
- 一、医療機関の継続した感染対策を支援するため、外来等感染症対策実施加算、入院感染症対策実施加算、乳幼児感染予防策加算を復活し、恒久化すること。
- 一、新型コロナウイルスに関するPCR検査及び抗原検査の体制確保と検査の徹底のためにも、検査料・判断料を引き上げること。

以上